

## 国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

IASB の動向  
(2015年8月～2015年10月)ASBJ 専門研究員 まき やすひろ  
榎 康弘

## I. 基準等の公表

IASB が収益基準の正式な修正を公表し、発効日の延期を確認 (2015年9月11日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、収益基準である IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の修正を公表し、発効日を正式に 2018 年まで 1 年延期した。

IASB は、本年 5 月に公表した公開草案に対するフィードバックを検討した上で、発効日を 2017 年 1 月 1 日から 1 年延期し 2018 年 1 月 1 日とすることを本年 7 月に決定した。本修正「IFRS 第 15 号の発効日」は、この IASB の決定を受けて公表されたものである。

IFRS 適用企業は引き続き、IFRS 第 15 号を早期適用することを選択できる。

発効日を延期する修正の主な理由は、IASB が現在、IFRS 第 15 号に係るいくつかの明確化の提案について協議していることである (明確化の提案に対するコメント募集期限は 2015 年 10 月 28 日であった)。この明確化の提案は、収益認識に係る共同移行リソース・グループ (TRG) 会議での議論を受けたものである。TRG 会議は、IFRS 第 15 号を 2014 年 5 月に公表した後に、企業の適用を支援するために IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) が

設置した会議である。

## II. 公開草案等の公表

1. IASB が関連会社及び共同支配企業の会計処理の変更を、より広範囲の見直しの完了まで延期することを提案 (2015年8月10日)

IASB は、投資者と関連会社及び共同支配企業との間の取引の会計処理方法を変更しなければならない日付を延期する提案を、一般のコメントを求めるために公表した。

本公開草案「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」において提案されている発効日の延期は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の狭い範囲の修正を通じて IASB が 2014 年に導入した変更に適用されることになる。それらの変更は、企業がその投資先である関連会社や共同支配企業との間で資産を売却・拋出する場合に認識する利得損失の算定方法に影響を与えるものである。これらの変更は、関連会社及び共同支配企業に対する投資の会計処理方法の他の側面には影響を与えない。

本公開草案は、これらの変更の発効日を 2016 年 1 月 1 日とするという現在の要求事項

を削除することを提案している。企業は、IASBが計画しているより広範囲の見直しの完了まで、これらの変更の適用を待つことができることになる。IASBが計画しているより広範囲の見直しにより、関連会社及び共同支配企業の会計処理（投資者と関連会社及び共同支配企業との間の売却・拠出取引の会計処理を含む）が簡素化される可能性がある。なお、早期適用は引き続き認められることが提案されている。

本公開草案に対するコメント募集期限は2015年10月9日であった。

## 2. IFRS 解釈指針委員会が2つの新しい解釈指針を提案（2015年10月21日）

IFRS 解釈指針委員会は、実務における基準の適用の不統一に対処することを目的とした2つの解釈指針案を、一般のコメントを求めするために公表した。解釈指針案の1つは、法人所得税の税務上の取扱いに関する不確実性が法人所得税の会計処理にどのように影響を与えるべきかについてのガイダンスを提供するものである。もう1つは、外貨建取引に係る支払・受領が前払・前受で行われる場合、どの為替レートを使用して外貨建取引を報告すべきかを扱うものである。

解釈指針は、IFRSの強制力のある要求事項の一部を構成する。解釈指針は、IFRS 解釈指針委員会がIASBと協力して作業することにより開発されるものであり、具体的な適用上の論点についてのガイダンスを提供し、IFRSを使用する人々を支援し、IFRSの適用の首尾一貫性を支援する。

### （法人所得税の税務上の取扱いに関する不確実性）

IAS第12号「法人所得税」は、当期税金負債・資産又は繰延税金負債・資産の認識及び測定についての要求事項を示している。しかし、IAS第12号は、税務上の取扱いに関する不確

実性が法人所得税の会計処理にどのように反映されるべきかについて具体的なガイダンスを提供していない。このため、この論点についてのガイダンスを提供する解釈指針が提案されている。

### （外貨建取引と前払・前受対価）

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」は、外貨建取引を当初認識時に企業の機能通貨で記録する際に、どの為替レートを使用すべきかについての要求事項を示している。しかし、IFRS 解釈指針委員会は、対価の支払又は受領が関連する資産、費用又は収益の認識に先行して行われる状況における実務上の不統一を観察した。このため、これらの具体的な状況におけるガイダンスを提供する解釈指針が提案されている。

両解釈指針案に対するコメント募集期限は2016年1月19日である。

## 3. IASBが経営者による重要性の概念の適用を支援するガイダンスを提案（2015年10月28日）

IASBは、情報に重要性があるかどうかを企業の経営者が決定することを支援する強制力のないガイダンス案を、一般のコメントを求めするために公表した。このガイダンスは、開示を改善するためにIASBが行っているより幅広い取組みの一部である。

重要性の概念は、利用者の投資意思決定に影響する可能性がある財務情報すべてが財務諸表に記載されるように、経営者が情報を選別するフィルターとしての役割を果たす。重要性の概念は、経営者が重要性のない情報を除外し、明確かつ効果的な方法で重要性のある情報を表示することを可能にする。

公開草案「IFRS 実務記述書—財務諸表への重要性の適用」は、経営者が重要性の概念の適用方法に確信を持ってないことが多いため、基準

の開示要求をチェックリストとして使用しているという事態を懸念する声に対応して開発された。そのような事態の結果として、重要性のない情報が過剰に開示されることになり、有用な情報が覆い隠され、財務諸表が雑然としたもの、理解することがより困難なものになる可能性がある。また、有用な情報が省略されることにつながる可能性もある。

情報に重要性があるかどうかは、さまざまな要因及び企業固有の状況によって決まるものであり、判断の問題である。どのような情報に重要性があるかを決定するためには、財務諸表利用者を理解し彼らが財務諸表に基づいて行う意思決定を理解することが必要となる。

重要性に関するガイダンス案は、IAS 第1号「財務諸表の表示」に対してIASBが2014年に行った修正を補足するものである。その修正は、関連する情報に重要性がない場合に、企業は基準の具体的な開示要求を適用する必要がないことを明確化するものである。他方で、具体的な開示要求に準拠するだけでは重要性のある情報を開示する上で不十分となる場合に、企業は追加的な開示を提供するかどうかを検討すべきであることも明示するものである。

開示の質と量を改善するためには、監査人、規制当局、企業及び基準設定主体による共同の取り組みが必要である。このため、IASBは、本公開草案の開発にあたり、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 及び証券監督者国際機構 (IOSCO) と協議を行っている。

本公開草案に対するコメント募集期限は2016年2月26日である。

### Ⅲ. その他のIASB関連のプレスリリース

#### 1. IASBが2015年アジェンダ・コンサルテーションを開始 (2015年8月11日)

IASBは、2020年までのIASBの作業計画と優先順位について見解を求めるために、意見募集「2015年アジェンダ・コンサルテーション」を公表した。本意見募集は、IFRSの基準設定に係る作業計画の優先順位とバランスのあり方について、財務報告に関心を有する人々が見解を表明する機会を提供している。

IASBの作業計画は、次の3つの主要な区分に分かれており、これらは基準設定プロセスのさまざまな段階を反映している。

- (1) リサーチ・プロジェクト：財務報告のうち問題があるとされている領域についてIASBがより適切な診断を行うことを支援するとともに、何らかの変更が必要かどうかについて、次の段階に進む前に検討するように設計されているものである。
- (2) 基準設定プロジェクト：IFRSに根本的な改善をもたらすためのプロジェクトを開始するものであり、現行の要求事項の修正又は全く新しい要求事項の導入につながる可能性が高いものである。
- (3) 維持管理及び適用に関するプロジェクト：IFRSを微修正するものであり、実務上の問題又は基準の適用における首尾一貫性の欠如に対処するためのものである。

本意見募集では、IASBが最も重要な論点をリサーチ・プログラムにおいて適切に識別しているかどうか、及び、基準レベルのプログラムの優先順位のあり方に何らかの修正が必要かどうか等について、フィードバックを求めている。

本意見募集は、IASBが実施する第2回のアジェンダ・コンサルテーションである。第1回

のアジェンダ・コンサルテーションは2011年に開始され、IASBの作業方法にいくつかの変更（リサーチ・プログラムの導入等）をもたらした。

本意見募集は、2015年12月31日まで協議のため公開される。

## 2. IASBはIFRS第9号と新たな保険契約基準の発効日に関連する暫定的な措置について協議を行う予定（2015年9月22日）

IASBは、新たな保険契約基準に先行してIFRS第9号「金融商品」が適用されると想定されることから生じる懸念に対処するための暫定的な措置のパッケージについて、今後、協議を行うことを確認した。

IFRS第9号（2014年7月公表）の発効日は2018年1月1日である。IASBは、IFRS第9号の公表時において、新たな保険契約基準が適用される前にIFRS第9号を適用することになる場合には、そのことから生じる可能性のある課題について検討するとしていた。

IASBが確認した暫定的な措置には、IFRS第4号「保険契約」を修正し、保険契約の発行が事業モデルにおいて大半を占める主要なもの（predominant）である企業に対して、IFRS第9号の発効日を2021年まで延期する選択肢を認める措置が含まれている（「延期アプローチ」）。また、保険契約を発行する企業がIFRS第9号を適用する場合、新たな保険契約基準が

適用される前に生じるかもしれない会計上のミスマッチや一時的なボラティリティの一部を、純損益から除外する選択肢を認める措置も含まれている（「上書きアプローチ」）。

これらの措置を定める公開草案は、公開協議のために本年中に公表される予定である。公開協議の後に承認された場合でも、これらの措置は保険契約を発行しない企業には影響を与えない。

## IV. IFRS 財団関連のプレスリリース

IFRS財団の評議員会がIFRS諮問会議の2016年からのメンバーを任命（2015年10月30日）

IFRS財団の評議員会は、北京で開催された評議員会の会議を受け、IFRS諮問会議の新メンバー8名の任命と既存メンバー8名の再任を確認した。

IFRS諮問会議は、IFRS財団の評議員会及びIASBに対し、戦略的事項と専門的事項の双方について助言する機関である。IFRS諮問会議は40名強のメンバーで構成されている。それらのメンバーは、国際的な財務報告により影響を受け、関心を有するさまざまな団体の代表者（学識経験者、アナリスト、監査人、投資家、作成者、専門的会計団体、規制当局、基準設定主体など）である。

### 新任メンバー（IFRS諮問会議への代表者の交替）

氏名	肩書	代表する団体	前任者
William Coen氏	Secretary General	Basel Committee on Banking Supervision	René van Wyk氏
Aziz Dieye氏	Founder of Cabinet Aziz Dieye Senegal and the Centre Africain d' Etudes Supérieures en Gestion (CESAG) Management High School in Dakar	La Fédération Internationale Des Experts-Comptables Francophones (FIDEF)	Daniel McMahon氏

Yibin Gao 氏	Director-General of the Accounting Regulatory Department	Ministry of Finance, People's Republic of China	Min Yang 氏
Andrew Marshall 氏	Senior Technical Partner, KPMG UK	KPMG	Egbert Eeftink 氏
Colin McDonald 氏	Director of Accounting Policy at Black-Rock	The Investment Association	Peter Chambers 氏
Melanie McLaren 氏	Executive Director, Codes & Standards, UK Financial Reporting Council (FRC)	Group of European National Standard-setters	Alberto Giussani 氏
John Stanford 氏	Acting Technical Director of the International Public Sector Accounting Standards Board (IPSASB)	International Federation of Accountants (IFAC)	Stephenie Fox 氏

新任メンバー (IFRS 諮問会議に新たな代表者が任命された団体)

氏名	肩書	代表する団体
Isabelle Ferrand 氏	Chief Financial Officer, Confédération Nationale du Credit Mutuel	International Co-operative Alliance (ICA)

再任メンバー

氏名	肩書	代表する団体
Linda Diaz del Barrio 氏	Deputy General Director of Accounting Regulation	Comisión Nacional Bancaria y de Valores, Mexico
Gavin Francis 氏	Deputy Group Chief Accounting Officer, HSBC	Institute of International Finance
Jake Green 氏	Director of Financial Reporting	Grant Thornton
Igor Kozyrev 氏	Deputy Chief Accountant – Deputy Vice-President, LUKOIL	Management Board of the National Organisation for Financial Accounting and Reporting
Ghiath Shabsigh 氏	Assistant Director, Monetary and Capital Markets Department	International Monetary Fund
Anne Simpson 氏	Director of Global Governance, CalPERS	Council of Institutional Investors
Lynda Sullivan 氏	Executive Vice-President and Group Chief Accounting Officer, Manulife Financial	HUB Global Insurance Group
Stephen Taylor 氏	Audit Partner	Deloitte Touche Tohmatsu



なお、Ernesto López Mozo 氏 (Ferrovial S. A.)、及び、Maarika Paul 氏 (Caisse de dépôt et placement du Québec) の2名は、IFRS 諮問会議メンバーを退任する。

新メンバーの任命及び既存メンバーの再任は2016年1月1日より有効であり、任期は3年である。

## V. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議 (2015 年 9 月 21 日～24 日、一部 FASB との合同会議)
- 通常会議 (2015 年 10 月 20 日～22 日)

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は、2015 年 9 月 8 日～9 日にロンドンの IASB 本部で開催された (詳細については、本誌 91 頁の「IFRS 解釈指針委員会における最近の議論の

状況」を参照いただきたい)。

## VI. その他の IASB 関連会議

- 2015 年 9 月 16 日 金融商品の減損に関する移行リソース・グループ (ITG) の会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 96 頁の「金融商品の減損に関する移行リソース・グループの活動内容」を参照いただきたい。)
- 2015 年 9 月 28 日～29 日 世界会計基準設定主体 (WSS) 会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 43 頁の「2015 年 9 月開催 WSS 会議報告」を参照いただきたい。)
- 2015 年 10 月 1 日～2 日 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 31 頁の「2015 年 10 月開催 ASAF 会議報告」を参照いただきたい。)